



島教協

《 すべては「子どもたちのために」 》
情 報

http://www.kyougikai.org

E-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者 吉田 修 編集人 曾田史郎

No.670

平成27年島根県人事委員会の報告と勧告**2年連続で月例給、ボーナス引き上げを勧告**

島根県人事委員会は、平成27年10月15日島根県議会と島根県知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与の改定について勧告しました。

職員給与については、「制度」・「構造」については国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本とした給与制度となっています。

本年の民間給与実態調査結果で民間給与が昨年より上がったこと、一方職員給与が平成27年4月からの給料表の見直しなどにより下がったこともあり、職員給与が民間給与を下回っていました。このため、月例給については、この格差を解消するため、引上げを基本とした改定を行うこととしました。特別級についても、民間が公務を上回ったことから、引上げを行うこととしました。

(職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって より)

1 報告・勧告のポイント**職員給与水準と県内民間給与水準を均衡させるため、月例給・特別給ともに引上げ**

- 月例給の引上げ(0.27%)
- 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.10月分)

2 本年の給与改定(勧告事項) 関係部分を掲載します

- (1) 月例給 (県内民間給与水準と均衡するよう給料表の引上げ)
(2) 期末・勤勉手当 (県内民間の支給割合に見合うよう引上げ 3.80月→3.90月)

		6月期	12月期
27年度	期末手当	1.10月(支給済み)	1.30月(改定なし)
	勤勉手当	0.70月(支給済み)	<u>0.80月</u> (現行0.70月)
28年度以降	期末手当	1.10月	1.30月
	勤勉手当	<u>0.75月</u>	<u>0.75月</u>

- (3) 実施時期 給料表の改定は、平成27年4月1日
勤勉手当の改定は、平成27年12月1日

3 給与制度の総合的見直しの段階的实施 関係部分を掲載します**(1) 単身赴任手当の支給額の改定**

○基礎額、加算額について、国の改定に準じて平成28年4月1日から引上げ

基礎額 4,000円引き上げ、30,000円(現行は26,000円)

加算額の限度についても、12,000円引き上げ、70,000円(現行は58,000円)

裏面に続きます

情報NO. 669でお知らせしました「人事院勧告」の内容に誤りがありましたので次のように訂正します。

月例給・ボーナスの引上げ実施時期

(誤) 月例給・ボーナスともに 平成27年4月1日 → (正) 月例給 平成27年4月1日
ボーナス 法律の公布日

情報NO.669でお知らせしましたように、島教協は島根県人事委員会に対して、「教職員の時間外勤務の縮減」について、特に要望しましたが、今回の「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、人事管理上の課題として、時間外勤務の縮減、特に教育職員への取り組みについて取り上げていただきました。

「職員の給与等に関する報告及び勧告」の続き

人事管理上の課題について（関係部分を原文のまま掲載します）

（５）ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

ア 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が打開できていない状況にある。

（省 略）

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握するとともに、業務改善や風通しの良い職場環境づくりの取組などを進め、業務の平準化が図られ、効率的な業務運営が行えるような、職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

昨年6月に公表された経済協力開発機構(OECD)の国際教員指導環境調査で、日本の教員の勤務時間は参加国中の中で最も長いとの結果が示され、本年7月には、文部科学省から、教育職員が子供と向き合える時間の確保を目指して、「学校現場における業務改善のためのガイドライン」が公表されたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の者が長時間の時間外勤務を行っている状況にある。

これらの学校現場の特殊性も踏まえ、各学校においては、部活動休養日の設定、外部指導者の活用、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでおり、任命権者においては、昨年4月に県立学校に導入した校務支援システムの改善を行い、教育職員の事務的業務の効率化を進めることとしている。

文部科学省が示したガイドラインも参考にしつつ、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務の縮減に向けた機運の醸成や具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、教育職員の負担感・多忙感の解消に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

今回の人事委員会勧告は、即決定ではありません。

今後県知事が給与改定の案を作り、県議会で決定されて初めて給与改定となります。

島教協は、11月10日に島根県教育委員会に対し、「教員が子どもと向き合う時間を確保するための方策」を重点要望項目として、交渉を行います。交渉の結果は、島教協情報でお知らせします。

「職員の給与等に関する報告及び勧告」は、島根県人事委員会のホームページに掲載されます。

「学校現場における業務改善のためのガイドライン」は、文部科学省のホームページに掲載されています。

教員免許更新講習「選択必修領域の導入」について

【目的】

受講者の希望やニーズに基づき、これまでの「必修領域」の内容を精選し、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じて、適時に現代的な教育課題を学べるようにする。

【内容】

- これまでの「必修領域」の内容及び時間数の見直し（12時間→6時間）
- 学校種・免許種等に応じた「選択必修領域」の導入（6時間）

（今までは）必修領域（12時間）＋選択領域（18時間）＝30時間

→（これからは）必修領域（6時間）＋選択必修領域（6時間）＋選択領域（18時間）＝30時間

【施行日】

平成28年4月1日 ※経過措置あり

※経過措置について

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たな選択必修領域を履修する必要はありません。

(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします)

また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。